

意図せぬ定期購入 注意

「ウェブやSNS（交流サイト）の広告を見て『お得だ』と思い商品を購入したら定期購入だった」。そんなご相談が、消費生活センターに数多く寄せられています。中には勝手に商品を送り返し、さらなるトラブルに見舞われる方もいます。

▼SNSで「初回〇円」という広告を見て化粧品を購入した。広告に「回数縛りなし」とあったので定期購入ではないと思っていたが、納品書を見て定期購入契約だと分かった。事業者に初回のみで解約すると伝えたところ「初回のみで解約する場合は、定価との差額を請求する」と言われた。（60代）

▼新聞広告にあったお試しの健康食品を購入した。2週間後、頼んでいないのに同じ商品がまた届き、受け取り拒否をした。後日、請求書だけ届いたが払うつもりはなく放置していたが、法律事務所から最後通告が郵送されてきた。（80代）

一度契約が成立した以上、送られてきた商品を勝手に返送したり受け取り拒否したりしても解約にはなりません。また、通信販売には法律上のクーリング・オフ制度はなく、解約・返品の方法、条件は販売店が定める規約に記載された内容が優先して適用されます。

ネットなどの通信販売で購入する際は、

- ・定期購入になっていないか
- ・解約や返品の方法、条件はどうなっているか
- ・支払総額はいくらか

などを広告画面や最終確認画面などで確認し、注文する習慣をつけましょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

（来所相談の受付は16：00まで）

土曜日 9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや!）

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。